

議案第78号

三朝町税条例の一部改正について

次のとおり、三朝町税条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和3年12月9日

三朝町長 松 浦 弘 幸

三朝町税条例の一部を改正する条例

三朝町税条例（昭和45年三朝町条例第18号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2・3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。			(寄附金税額控除) 第34条の7 略 2・3 略 4 法第314条の7第1項第4号の条例で定める住民の福祉の増進に寄与する寄附金は、鳥取県税条例（平成13年鳥取県条例第10号）第24条の4第4項に規定する寄附金のうち、次の表に掲げる法人に対する同表の右欄に定める期間内に支出された寄附金とする。		
名称	主たる事務所の所在地	期間	名称	主たる事務所の所在地	期間
略			略		
特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日から令和7年7月31日まで	特定非営利活動法人倉吉鴨水館	倉吉市下田中町801	令和2年8月1日から令和7年7月31日まで
特定非営利活動法人未来	倉吉市東仲町2571	令和3年11月1日から令和8年10月			

	31日まで			
--	-------	--	--	--

附 則
この条例は、公布の日から施行する。